

パートの仲間は手をつなごう！

全労連 パ・臨のなかま NO.17

2013.3.18 発行

全労連TEL 03-5842-5611

東京都文京区湯島 2-4-4

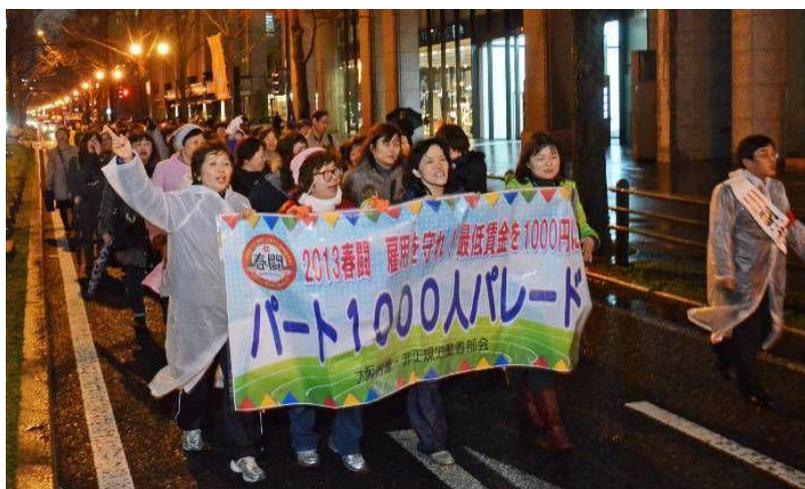
Eメール part@zenroren.gr.jp

「仕事はずっと続くのに首切りするな」 パート 1000 人パレード 大阪労連・非正規労働者部会

3月1日、「パート1000人パレード」を行い、雨の中でしたが大阪府下から400名が参加しました。

「女神像」前での集会では、大阪労連非正規労働者部会の統部会長が「賃上げでデフレ不況を打開し、労働者・国民の生活を守る視点を貫き、景気回復の世論を大きくしていこう。」とよびかけました。

“聞いて聞いて13春闘私たちの要求とたたかい”では、3団体から発言があり、「生協労連は、春闘で時間給1000円を要求していく。大阪府全体の最賃を引き上げるためにも最低賃金審議会委員に立



候補してがんばっていきます。」「自治体で期限付き雇用で働く労働者は、3月のこの時期になると、自分が次も雇用されるか不安になる、このような不安定な雇われ方を改善していかなければいけない。」「福祉職場は、一生懸命やっても非正規労働者がほとんどです。このような福祉の現場を変えていくため

にも、今の福祉制度そのものを変えていくことが大切。」と職場の実態が報告されました。

集会中は、激しい雨でしたが、パレードに出発する頃には雨も上がり「仕事はずっと続くのに首切りするな」「企業はちゃんと正社員を雇え」と元気にアピールをして御堂筋を歩きました。

(大阪労連・非正規労働者部会ニュースより)

「3年雇止め制」を廃止させ、1000人が無期化へ前進

徳島大学教職員労組(県労連・県国公・全大協加盟)は、約1000人の有期雇用職員について、雇用期限を撤廃し労働契約法にのっとり5年を超えれば無期化していくとの回答を勝ち取りました。

これまで徳島大学では有期職員は1年契約で3年雇止め。再雇用する場合にも1か月のクーリング期間をおく脱法的運用をおこない、昨年12月には改正労働契約法を逆用して「5年雇止め」を提案してきました。

これに対し労働組合は職員アンケートを実施。正規職員の8割が「雇用期限は不都合」とし、有期雇用も含む全体の9割が「雇用期限撤廃」などを要求している事実を明らかにし、「有期職員の1か月のクーリング期間には業務の支障が生じ、雇止めで人が変わるたびに指導業務が増えるなど正規職員の過重労働の原因になっている」として改善を要求しかちとった結果です。

有期契約ノサンキュー 千葉・パ臨連 春闘宣伝に奮闘

2/23 (土) 千葉労連は、午後から県知事選挙の決起集会後、引続き例年どおり官民共同の春闘宣伝を、今年は「憲法が生きる明るい千葉県をつくる会」の三輪宣伝をいれ、千葉駅前にて84人で実施。宣伝行動からパ臨連も加わり、駅前で宣伝中の仲間のあいだを練り歩き、目立ちました。

土曜日なので通行人は多く、振り返るヒト・ヒト・ヒト・・・宣伝効果バッチリ！「有期契約」という言葉を強調しました。



「均等待遇OK! OK!」
「有期契約NOサンキュー」
「最賃引き上げOK! OK!」
「サードス残業NOサンキュー」

消費者庁、消費生活相談員の雇止め防止策を講じる

消費者庁は、「地方消費者行政活性化基金」等により、各自治体が任用する消費生活相談員の配置・処遇改善、養成、レベルアップ等をはかっていますが、2月27日付け消費者庁長官通知「消費生活相談員に対するいわゆる雇止めの見直しについて」および「財政措置活用期間に関する一般準則について」を各自治体に対して発出し、消費生活相談員の雇止めを抑制する措置を講じました。消費者庁はこれまでも雇止めを抑制するよう依頼する通知を発出していましたが、今回はさらに財政措置にまで踏み込んだものです。

通知は、まず、消費生活相談員について「消費者問題に関する専門的な知識だけでなく、聞き取り、助言、説得、事業者との交渉などの実務経験の積み重ねがあってはじめて習得できる技能も求められます。」と長期雇用の必要性を示しています。

そのうえで、「地方公共団体の判断で、非常勤職員については一律に任用更新回数の上限を設け、同一者を再度任用しない例が増えている」と指摘し、「国費を投じて確保・養成・育成した消費生活相談員が、実際に能力を発揮する前に雇止めとなること」を防止するために、消費生活相談員について雇用上限制度を設けるなど雇止めをおこなっている自治体に対しては「基金」の活用期間を原則7年から2年間短縮するという雇止めを防止措置＝ペナルティを講じるとしています。

「基金を活用いただきつつ、……再度任用する回数に関して一律に制限を設けることなく、消費生活相談員の専門性に配慮した任用をしていただきますよう、重ねてお願いいたします。あわせて、指定管理者制度等により地方公共団体が消費生活相談員を直接任用していない場合についても、直接任用している場合と同様、消費生活相談員がその果たしている役割に見合う処遇を受けられるよう引き続き、配慮をお願いいたします。」と結ばれたこの通知は、消費生活相談員の雇用の安定や待遇改善を求める自治労連などの運動に応えたものであり、積極的に普及・活用・拡大していくことが求められています。